

1 1 一般財団法人東京都スキー連盟国際委員会規程

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第50条の規程に基づき本連盟に国際委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は本連盟に加盟している団体及び登録会員の技術及び資質の向上を図るため、情報収集、調査、広報活動並びに海外研修、派遣等の企画を通じて、国際交流に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 F・I・S及びI・V・Sに所属する各国スキー連盟の情報収集
- 二 国際交流に必要な調査活動と派遣
- 三 海外に対する広報活動
- 四 海外研修、派遣等の企画に対する助言
- 五 その他委員会が目的達成のため必要と認めた事項

(選任及び構成)

第4条 委員会の委員は、理事会の決議を得て本連盟会長が委嘱する。

- 2 委員の定数は20名以内とする。
- 3 委員会には委員長1名、副委員長3名以内を置く。
- 4 委員長・副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員会は委員長が必要と認めた場合、及び委員現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったとき、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
- 3 副委員長は委員長を補佐する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、1990年（平成2年）7月11日から施行する。

附 則（2012年（平成24年）8月1日理事会決議）

この規則は、2012年（平成24年）8月1日から施行する。